

# 公益社団法人 愛媛県理学療法士会 会費減免・見舞金等の支給に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 愛媛県理学療法士会（以下、「本会」という）会員の弔事、並びに天災等による財産被害があった時の対応及び見舞金・弔慰金について定めることを目的とする。

## (適用)

第2条 この規程の適用は、定款第5条に定める正会員とする。

## (適応範囲)

第3条 会費免除及び見舞金・弔慰金を支給する場合は、以下の各号の通りとする。原則として、日本理学療法士協会（以下、「協会」という）の会費減免・見舞金等の支給に関する規程を第一選択とする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 会員の住居が被災した時
- (3) 会員の所有する車両（四輪車）が被災した時
- (4) その他、理事会で必要と認められたとき

## (申請者)

第4条 原則として、本人からの申請とする。但し、会員自身が死亡の場合は代理人（所属施設理学療法部門長もしくは1親等親族）からの申請を認める。

## (申請書類)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、その内容を証明する書類について、以下のうちいずれかを添付しなければならない。協会規程に準ずる場合は、協会への申請書をもって本会への申請とみなす。但し、協会の規程外においては、本会への申請を要する。

- (1) 罹災証明書
- (2) 車両保険の保険料支給証明
- (3) 新聞の訃報記載記事等
- (4) その他、客観的に天災による被害が証明されると認められるもの

## (被災見舞金)

第6条 別表の通り見舞金を支給する。但し、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

## (弔辞)

第7条 別表の通り弔慰金を支給する。但し、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

2 会長が必要と認めるときは、以下の弔慰行動をとることができる。

- (1) 弔慰金の加算
- (2) 弔電
- (3) 供花・供物
- (4) その他、葬儀等への参列など

(会費免除)

第8条 別表の通り会費を免除する。但し、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則

- 1 大規模災害時には、理事会にて協議する。
- 2 この規程は、平成30年9月5日より施行する。
- 3 規程施行に伴い、慶弔に関する規程を廃止する。

(別表)

○家屋・車両の被害

	会費免除	見舞金(円)	備考
四輪車損壊 ※所有者が会員に限る	なし	10,000	※ 車両保険加入者で保険料が支給された場合のみ
一部損壊 浸水(床下)	○	10,000	
半壊(大規模半壊含む) 半焼・半流出・浸水(床上)	○	20,000	
全壊 全焼・全流出・浸水(天井)	○	30,000	

○弔慰金

	会費免除	見舞金(円)	備考
天災による死亡	—	30,000	未払い納入金がある場合は、10,000円とする。
上記以外の死亡	—	10,000	未払い納入金がある場合は、支給しない。